

受験者数が32名と回復し、平均点も7.7点にV字回復しました。条文問題が多く、やや易しかったためと思われますが、問題文を短めにしたのもきっと奏功していますね。

- 01 ~~無償の委任契約~~や無償の寄託契約では、債務者（受任者・受託者）は、自己の財産におけるのと同一の注意を払えば足りる。

無償寄託については正しいですが（659条）、受任者は無償でも善管注意義務を負います（644条）。専門家に対する信頼は高く、有償無償に関係ない点で、寄託契約とは異なります。誤りを消す場所に注意しましょう。「自己の財産におけるのと同一の注意を払えば足りる。」を消すと、正しい無償寄託の場合をも否定することになって適切ではありません。この判定が厳しかったので、不正解率が約7割でした。

- 02 委任者が死亡した場合には、~~委任契約は終了する~~。

死亡の場合、一見653条1号により委任契約は常に終了するよう見えますが、同条は任意規定であるため、死後の事務処理（たとえば葬儀の手配、入院費用の精算、第三者への謝金の支払など）を依頼する特約は有効です（最判平4・9・22金法1358号55頁）。この問題に4割近くが不正解なのは、条文だけを眺めたためでしょうか。常識的な判断を働かせて欲しいです。

- 03 下請負人は、注文者と元請負人の特約には~~拘束されな~~い。

注文者との関係では、下請負人は、元請負人の履行補助者にすぎず、下請負人は、注文者と元請負人間の特約に拘束されます（最判平5・10・19民集47巻8号5061頁・P II 243）。

- 04 委任者からある美術品の取得を依頼された受任者が第三者とその購入契約を結ぶ場合には、受任者は、~~委任者のためにすることを示さなければならない~~。

代理の形態が直接代理か間接代理かは定められておらず、代理権が与えられる場合がありますが、650条2項は間接代理の場合があることを前提としており、顕名の必要な直接代理でなければならないわけではありません。

- ⑤ 訴訟の委任を受けた弁護士は、本人の意向を尊重すれば勝訴の見込みがない場合、説明や説得をする努力は必要だが、最終的には本人の意向に従わなければならない。

説得する努力は必要ですが、委任者の意思に反する行動はできません。

- 06 判例によれば、引渡しも代金支払いもない場合、材料全部を提供して請負人が建築した建物の所有権が注文者に帰属する旨の特約は、~~認められな~~い。

黙示の特約が広く認められた例（最判昭46・3・5半時628号48頁・P II 242）があり、判例の特約の認定は緩やかで、注文者原始的帰属説との差は縮まっています。

- 07 債権者が債権の取立てを依頼した場合において、受任者に対し取り立てた債権額の3割を与えると約束したとき

財産法の基礎 2 第14回 請負契約(2)ほか 知識確認ミニテストの正誤とポイント

には、債権者は取立委任を~~解除することはできない~~。

現在の判例（最判昭56・1・19民集35巻1号1頁・P II 248）によれば、委任者は「やむを得ない事由」がないと損害賠償をしなければならなくなりますが（651条2項）、任意解除権自体は、放棄特約がない限り行使可能です。

08 寄託契約において返還時期が定められている場合、寄託者はいつでも寄託物の返還を請求できるが、~~受寄者は寄託物を返還することはできない~~。返還時期の定めがない場合には、消費寄託契約の場合を含め、寄託者・受寄者とも、直ちに返還請求や返還を行うことができる。

第1文は前段は662条により正しいですが（寄託契約は寄託者の利益のための契約だからです）、後段は663条2項の反対解釈により、やむを得ない事由があれば、返還が可能ですから誤りです。第2文は、662条の勿論解釈、663条1項、666条2項により正しいです。

全文を正しいとしたものや、第2文を誤りとしたものがあり、これも不正解率約7割でした。条文問題でも細かいところや、条文文言と離れる解釈になるところは弱いようですね。ということは、そういうところが勉強のしどころとも言えます。

09 判例によれば、AがBから預かった金銭を自己の名前で銀行の定期預金として預け入れた場合、銀行にとってはAの背後にBが居ることは認識困難なので、~~預金債権者は預け入れ行為をしたAである~~。

判例は定期預金に関しては一貫して出捐者を預金者とする客観説を採っています（最判昭52・8・9民集31巻4号742頁・P II 252）。

10 委任者から事業所用地の取得を依頼された受任者が、自ら買主となってそのための土地を取得する売買契約を締結した場合、受任者は委任者に対して、売主に代金を直ちに支払うよう求めることができる。

代金債務の弁済期が未到来である場合には、直ちに支払えとは言えず、支払いのための相当の担保を請求することができるだけです（650条2項後段）。